

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和7年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和7年9月19日 (金)

令和7年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年9月19日(金) 開議 午前10時00分  
散会 午後0時02分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	岡田守		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤寿基

## 令和7年第3回東栄町議会定例会議事日程

### 出席議員の報告

### 議事日程の報告

- |        |           |                                       |
|--------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 1  | 委員長報告     |                                       |
| 日程第 2  | 認定案第 1 号  | 令和6年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について              |
| 日程第 3  | 認定案第 2 号  | 令和6年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第 4  | 認定案第 3 号  | 令和6年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第 5  | 認定案第 4 号  | 令和6年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 6  | 認定案第 5 号  | 令和6年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 7  | 認定案第 6 号  | 令和6年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 8  | 認定案第 7 号  | 令和6年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 9  | 認定案第 8 号  | 令和6年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第 10 | 認定案第 9 号  | 令和6年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 11 | 認定案第 10 号 | 令和6年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 12 | 認定案第 11 号 | 令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第 13 | 認定案第 12 号 | 令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 14 | 認定案第 13 号 | 令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第 15 | 議案第 56 号  | 東栄町火入れに関する条例の一部改正について                 |
| 日程第 16 | 議案第 57 号  | 令和7年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について             |
| 日程第 17 | 議案第 58 号  | 令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について       |
| 日程第 18 | 議案第 59 号  | 令和7年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について      |
| 日程第 19 | 議案第 60 号  | 令和7年度東栄町東栄診療所特別会計補正予算（第2号）について        |

日程第 2 0	議案第 6 1 号	令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） について
日程第 2 1	議案第 6 2 号	令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正 予算（第 1 号）について
日程第 2 2	議案第 6 3 号	令和 7 年度東栄町農業集落排水事業特別会計（第 1 号）につ いて
日程第 2 3	議案第 6 4 号	令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）について
日程第 2 4	陳情第 8 号	「高額医療費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」提 出を求める陳情書
日程第 2 5	陳情第 9 号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める陳情について
日程第 2 6	意見書第 2 号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について
日程第 2 7		議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しております。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

はじめに本日の議会運営並びに議事日程について議会運営委員長より報告をお願いいたしま  
す。

議会運営委員長。

議会運営委員長（岡田浩二君）

議会運営委員長報告。本定例会の本日の議会運営について 9 月 16 日に議会運営委員会を開催  
しましたので報告させていただきます。本日の案件は委員会に付託された認定案件 13 件、議案 8 件、  
陳情 2 件、本日上程される議案 1 件そして継続審査申し出 1 件であります。日程第 1、委員長  
報告は従来通りです。議案審議につきましては、配布してあります議案審議一覧表の通りであ  
ります。日程第 2、認定案第 1 号から日程第 14、認定案 13 号までの議案はそれぞれ上程し、討  
論、本日採決をお願いいたします。なお日程第 6、認定案第 5 から認定案第 10 号までの 6 案は  
一括で上程し採決を行います。続いて日程第 15、議案第 56 号から日程第 22、議案第 63 号まで

の8件は討論、採決と1件ごとに行います。日程第23、議案第64号は単独で上程したあと質疑を行い討論、採決を行います。日程第24、陳情第8号と日程第25、陳情第9号は1件ごとに上程し討論、採決を行います。なお議会運営委員会で確認したように、本会議で陳情書が採択された際に陳情に係る意見書の提出についての議事は議長発議において取り扱いますのでご了解ください。日程第26は議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出となります。本日も議会運営にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上であります。

議長（加藤彰男君）

ただ今議会運営委員長から報告がありました議事日程で進めますのでよろしくお願いいたします。

### ----- 委員長報告 -----

議長（加藤彰男君）

これより日程に入ります。

はじめに日程第1 委員長報告を行います。さる9月9日の本会議におきまして各委員会に付託しました案件の審査結果について各委員長の報告を求めます。

はじめに決算特別委員長からお願いいたします。

決算特別委員長。

決算特別委員長（村本敏美君）

それでは東栄町議会決算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。去る9月9日本会議におきまして本委員会に付託された付議事件は、認定案第1号令和6年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定案第13号令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの13案件であります。なお第1回目の決算特別委員会において、私が委員長、伊藤真千子議員が副委員長に選任されております。9月12日午前10時より当会議室において第2回目の決算特別委員会を開催いたしました。出席者は議会側においては委員全員と議長、執行部は町長はじめ副町長、教育長、各課長、課長補佐、係長の出席のもと慎重審査をいたしました。以下審査の結果をご報告申し上げます。なお本委員会は議員全員で構成されており全員が出席されておりますので質疑等の詳細については省略をさせていただきます。まず初めに議案第1号令和6年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第2号令和6年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第4号令和6年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第11号令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第12号令和6年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第13号令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。次に認定案第3号令和6年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。次に認定案第5号から認定案第10号までの令和6年度東栄町各財産区

特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行い、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。以上で決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

次に常任委員長から報告をお願いいたします。

常任委員長。

常任委員長（伊藤真千子君）

今回の常任委員長報告は副委員長に報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

今、報告につきましては副委員長ということですので、櫻井議員、委員会報告をお願いします。

櫻井議員。

副委員長（櫻井孝憲君）

常任委員会副委員長報告。東栄町議会常任委員会の委員長報告を委員長に代わって副委員長から報告させていただきます。9月16日火曜日午前10時から常任委員会を開催いたしました。出席者は議会側は委員長を除く委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長はじめ担当課長、課長補佐、係長の出席を頂き慎重審査を致しました。本委員会には、議案第56号東栄町火入れに関する条例の一部改正について、議案第57号令和7年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について、議案第58号令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第59号令和7年度東栄町高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第60号令和7年度東栄診療所特別会計補正予算（第2号）について、議案第61号令和7年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第62号令和7年度特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第63号令和7年度東栄町農業集落排水事業特別会計保険特別会計補正予算（第1号）について、陳情第8号高額医療費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書の提出を求める陳情書、陳情第9号定数改善計画の早期策定、実地と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、以上の8議案と陳情の2件の合計10件が付託されました。委員会審査の結果、議案第56号、第60号、第61号、第62号、第63号の5案件については全会一致議案第58号、第59号の2案件は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第57号は反対多数で否決すべきものと決しました。次に陳情第8号は採決の結果不採択と決し、陳情第9号は採決により採決と決しました。なお本委員会は伊藤委員長が事情により欠席でしたが、審議内容等は副委員長より委員長に報

告しております。その他の委員の方々は出席されておりますので質疑、討論等の詳細は省略させていただきます。以上で常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

副委員長長の報告が終わりました。これより委員会報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で委員会の報告を終了いたします。

## ----- 認定案第 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に認定案第 1 号「令和 6 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

佐々木議員

2 番(佐々木一也君)

2 番佐々木一也です。認定案第 1 号、令和 6 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論いたします。令和 6 年度の一般会計決算は歳入総額 42 億 6,144 万 3,547 円、歳出総額 41 億 282 万 6,531 円となり、実質単年度収支は 3 年連続の赤字となりました。加えて経常収支比率、公債費負担比率、実質公債費比率のいずれも上昇傾向にあり財政の硬直化が進んでいることが伺えます。また、平成 30 年度に廃止された東栄病院特別会計の清算金を財政調整基金に積み立てたことで一時的に解消されていた将来負担比率が毎年度の基金取り崩しの影響により令和 6 年度には 5.4%と 6 年ぶりに再び数値として現れる結果となりました。令和 5 年度と令和 6 年度の決算審査意見書にはいずれも、財政構造の硬直化に注意が必要と記されており財政の柔軟性が失われつつあることが明確です。この町は今後も人口減少が続くことが予想され交付税の減少や自主財源の確保がさらに困難になる可能性があります。だからこそ地方自治法第 2 条第 14 項にある最小の経費で最大な効果を上げるという原則により重点を置く必要があると考えます。この視点から今回の決算を見直すといくつかの事業については効果的とはいいがたいものも見受けられ全体として評価できる内容ではないと判断し不認定反対の立場をとることしました。ではなぜ、最小の経費で最大の効果が達成できなかったのか私なりに調べ考えてみました。東栄町の財政状況資料集を過去に遡って確認すると財政悪化への対応として事務事業の見直しや優先度の再点検、特に優先度の低い事業の縮小、廃止による経常経費の削減が財源悪化への対応として複数年度にわたり記載がされていました。しかし実際には大型事業が次々と実施され予算規模は拡大傾向にあります。経常経費の削減が進んでいるとは言いがたい主要事業も目立った縮小が見られません。もちろん自治体には住民福祉の向上という使命があり事業を積み上げていく姿勢には一定の理解をします。しかし効果の乏しい事業につ

いては思い切った縮小や廃止が必要だと考えます。さらに東栄町のホームページの町の給与、定員管理等によれば令和6年4月1日時点の正規職員数は94人、令和元年度の112人から18人の減少です。会計年度任用職員などで補っていると思いますがやはり行政運営の中心は正規職員です。事業規模が拡大しているにも関わらず正規職員数が減少している現状では一人一人の負担が増し事業への十分な取組が困難になる可能性があります。結果として事業の前年踏襲や形式的な実施にとどまり職員の疲弊にもつながりかねません。このように財政面だけではなく、職員体制の面からも本格的かつ抜本的な事業の見直しが必要だと考えます。また、決算の結果が予算に反映されるようPDCAサイクルを活用した事業運営を強く求めます。既に一部導入されているのかもしれませんがより体系的に次のような流れを確立することが重要だと考えます。Pプラン、事業ごとの目標を明確に設定し、町民に説明できる形で共有をする。Dドゥ、実施状況を定期的に記録、報告し進捗が見える形にする。Cチェック、結果審査時に事業ごとの成果と課題、反省点を数値や実例で示す。Aアクション、改善策を町内や議会で共有し次年度予算に反映する。このサイクルを確立することで事業の質向上はもちろん町民への説明責任も果たしやすくなります。継続すべき事業は継続し必要性が薄れた事業は見直すそうした判断が可能になります。加えて職員の負担も軽減され各事業にしっかりと取り組む体制が整うはずです。以上の理由から事業規模に似合った職員体制が整っておらず効果的な事業運営がなされていない点を重く受けとめ今回の決算認定案には反対いたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論。

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

認定案1号、令和6年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論をいたします。令和6年度決算における各種財政指標を分析する中で町の財政状況には多くの課題が浮き彫りになっております。まず財政力指数は0.18ときわめて低い水準であり、自主財源の確保が構造的に脆弱であるということを示しております。歳入の大半を国からの普通交付税に依存せざるえない現状は町の自主性を制限するものであり将来的な制度改正や交付税減税のリスクに対して早急な備えが必要であります。また、経常収支比率86.8%と高水準であり、財政の硬直化が進んでいることが懸念されます。これは通常経費によって財政の大部分が拘束され新たな政策展開や統治に回せる余力が限られていることを意味します。さらに将来負担比率が令和6年度に5.4%と算出されたことは注視すべき事態であります。この主因として財政調整基金残高の減少が上げられていますがこれは単年度収支の補填に基金の取崩を常態化させてきた結果と言えるでしょう。町からは今後の見通しとして基金残高のさらなる減少が見込まれ将来負担率の上昇が避けられないとの説明もなされております。しかしながら決算審査を通じて町からは次のような前向きな取り組み姿勢が示されました。マーチ、ふるさと納税の強化自主財源の確保への意欲、物件費や補助金の見直しによる経常経費の圧縮さらには歳入歳出両面からの構造改革に向けて全町を上げて取り組むとの強い答弁があったことは評価に値すると私は

考えます。町の財政運営が構造的な課題を抱えていることをこのことは事実ではありますがそれを認識し健全化に向けた明確な方針と実行への覚悟が示されたことにより議会としてはその努力を信頼し今後の着実な推進を期待するものであります。よって本案に賛成し町の財政運営が健全かつ維持可能なものとなるよう議会としても引き続き建設的な監視と提言を行っている所存であります。以上をもちまして認定案1号への賛成討論といたします。

議長（加藤彰男君）

他に反対討論はありますか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。認定案第1号、令和6年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論いたします。東栄町の令和6年度の一般会計決算は歳入42億6,144万円、歳出総額41億282万円です。とうえい保育園、防災行政無線、ひだまりプラザ等の大型事業の終了後ものきやま学校整備事業、1億3,000万円旧東栄小学校解体事業1億6,000万円などの事業費で歳出が増え歳入歳出ともに決算規模は40億円台に高止まりしております。標準財政規模が22億7,000万円程度からすると2倍近い規模となっております。私がこの決算に反対する理由は以下7点でございます。少々長くなりますがどれも町民の生活に密接にかかわるものでありますのでご容赦頂きたいと思えます。まず1つ目、町民の生活を顧みない箱もの行政が財政悪化を招いているということです。今議会の質疑では町の財政の深刻な悪化が共有されたと思えます。経常収支比率は前年度から3.3ポイント上昇し86.8%となりました。3年度連続しての上昇であって町の財政が硬直化していることを表しています。また町の直近にあたる基金3億4,450万円の取崩によって歳入の不足を補っており、実質単年度収支はマイナス4億250万円、こちらも3年度連続の赤字となりました。旧東栄病院特別会計の廃止で生じた清算金10億8,800万円を一般会計の財政調整基金に積立しましたが、令和3年度には34億円あった基金の残高が令和6年度末には25億円に減少しており、この3年間で旧東栄病院の財産ほとんどを使ってしまったということになると考えます。さらに町の借金である公債残高は35億円。その返済額は4億5,612万円です。過去最高額を更新しております。公債費負担比率は14.4に及んでおり新城市、設楽町に次いで愛知県内第3位の借金依存度でございます。実質公債費比率、将来負担比率ともに悪化しております。今議会の決算特別委員会では、町は基金を取り崩さなければ当初予算を編成出来ない、対策を講じなければ令和8年度も7年度同様かそれ以上に基金を取り崩さなければならなくなる。補助事業、単独事業の見直し、使用料改定を含めた改革に取り組まなければならないなどの趣旨の答弁をされており、村上町政で続いたハコモノ行政による財政危機が、町民の生活を脅かすところまできていると感じました。私は東栄町に設楽町や豊根村のような中期財政の見通し計画がないということが問題だと訴えてまいりました。設楽町では当初予算を編成するたびに10カ年の財政見通しを示しております。村上町長は一刻も早く中期財政計画を策定し、将来に渡る財政の見通しを町民の皆様に示すべきだと考えます。2点目、町民の同意のないのき山学校条例とかけ離れた利用料金についてです。令和6年度の

目玉事業の1つがのきやま学校の整備事業です。町がテレワークやリモートオフィス等の活用を見込んで実施したこの事業には、令和3年度の活用計画策定業務74万1,400円に始まり、令和6年度までに総額1億3,893万円が投じられました。町民1人当たりの事業費は約5万3,000円となります。しかし、町は事業の内容やその事業費について住民説明会もパブリックコメントも行いませんでした。町民にはこの事業に賛否を示す機会が与えられなかったのです。民主的なプロセスを欠いた事業は町づくり基本条例に反しています。町議会は今年6月のきやま学校設置条例の改正を可決し、今年7月からの使用料を定めました。しかし町と指定管理者が8月私たち議会が知らぬところでこの使用料とは異なった利用料金を新たに導入していたことが分かりました。町民が教室棟を利用する場合の料金は、条例が定める使用料では午前8時30分から午後5時まで820円です。しかし、新たな利用料金では、午前9時から正午まで3,300円、午後1時から5時まで4,400円となり合計7,700円となります。新たな利用料金の導入で町民の負担が9.3倍にもなりました。さらにこの利用料金は町民の利用料金を町外者の3分の2に設定しております。しかし条例の定めでは町民の利用は半額としておりました。私は決算特別委員会でこの利用料金は地方自治法や町の条例に反するものではないかと尋ねましたが、町から明確な答弁はありませんでした。また本日まで指定管理者NPOてほへさんのホームページで、テレワークやリモートオフィス等が周知されていないということも問題だと考えます。消極的な姿勢で稼げる姿勢という当初の目的を達成できるのか不安に思いました。3点目は緊急性のない旧小学校解体事業、今なお跡地利用が未定であるということです。町は旧東栄小学校の解体事業に令和5年度の設計業務を含めて総額1億6,952万円を投じました。しかし、町は今議会でも跡地利用の方針はないと答弁しております。本当でしょうか。緊急性がない、しかも耐震化されていた旧小学校の解体事業によって財政は悪化し、今後旧東栄医療センターや産業会館、青年の家の解体事業に予算が取れるかどうか不透明になっていると考えます。私はこの不可解な旧東栄小学校解体の目的がどこにあったのか町長は明らかにすべきだと考えます。4点目、違法の疑いのある個人請負、シルバー人材センター会員の最賃割れ問題、人を大切にしない町政ということです。町の児童福祉や教育関係の職場では引き続き個人請負の事業者が多数働いております。町は今議会でも業務委託は事業者の側が望んでいるとの答弁をしております。その際町は「契約業務以外には上司である私から指示することはない」と述べました。そして、私の指摘で上司という発言を撤回しました。委託事業者にとって町は発注者であり、上司ではありません。そして発注者である町は事業者に業務について指揮命令することも出来ません。私は、契約業務以外は指示しないという発言から契約業務については町は指示しているのではないか、そのように推察しました。ますます偽装請負の疑いが強まりました。子供たちの安全を守る大切な職員を労災保険さえ加入できない個人請負として働かせていることは恥ずべきことです。会計年度任用職員への早急な切替を求めるものです。またシルバー人材センターの会員さんの1時間当たりの配分金が最低賃金を下回る状態を町は解消しないということも問題です。厚生労働省は、最低賃金額が年度途中で改定されることを踏まえた予算措置や、配分金単価が最低賃金額を下回った際、単価の見直しをおこなう旨の規定を予め契約書等に入れるなどを対策を講じるよう市町村に求めております。東栄町がこの通達に応じないことは問題だと考えます。さらに、決算では医療介護等就学資金貸付金を利用していた最後の一人が東栄町に就

職せず奨学金を返済しているということも分かりました。若者の東栄町離れは深刻です。そして今議会では町に人事行政の運営等の状況の公表に関する条例があることがわかり、私はそれに基づく公表をしているかと質問しました。条例では町長に年度末までに職員への分限処分や懲戒処分の状況を公表しなければならないと義務付けております。しかし私の一般質問に町は処分を公表していないと答弁しました。町が自ら制定した条例を守らないそのような町になって職員のみなさまは安心して働けるのでしょうか。5点目とうえい温泉の様々な支出、社会福祉協議会補助金等高額な公金支出にも監査がなかったという問題です。第三セクターである株式会社とうえいが運営しているとうえい温泉機械故障などで臨時休業が止まりません。町は温泉施設費 4,778 万円、介護予防棟指定管理料 2,319 万円など多額な支出を温泉の運営の為にしております。さらに同社が町に支払う納付金 1,800 万円を5年度連続で免除しております。また、社会福祉協議会 2,177 万円、森林組合 1,834 万円、シルバー人材センター 735 万円など 19 団体に 6,897 万円の補助金を支出しております。しかし令和6年度には指定管理者にも補助団体にも町の監査員による監査が行われていないことがわかりました。町の手引きでは工事監査を年1回、財政援助団体等に対する監査を各団体年1回、または隔年と明記しております。町は私の指摘に対して今後は手引きに沿って監査を実施する意向がある。ということを示しました。ぜひ早急に実施して頂きたいと思います。6点目、村上町政が計画作って検証なしということ、総合戦略の破綻についてお話しします。町は町、人、仕事創生総合戦略の計画期間を2年間延長するとしております。将来にわたって賑わいを保ち続けれる町を掲げた本計画は本来であれば令和6年度、今回の決算の時期までが計画期間でありました。しかし町は6年度時点の中間評価を明らかにせず、また年1回行うとしてきた外部有識者による評価も行わず延長を決めました。私は今議会で目標達成状況の一端を明らかにしました。1、町民一人当たり職特の県内最下位からの向上実現せず。2、町中ターミナル内の事業者数、目標 125 事業者に対して実績は 99。3、町営バス乗客者数、目標 3 万 4,100 人に対し実績は 2 万 8,322 人。4、観光の年間入り込み客数の目標、21 万人に対し実績が 14 万 4,341 人。5、出生数、目標 13 人に対し 9.4 人でありました。目標値と実績には大きな開きがあります。町は様々な計画を作ることに熱心です。たくさんのお金を投じてきました。しかしその結果を検証しようとはしません。私は村上町長の総合戦略が破綻していると考えています。7点目、最後に箱もの行政町民の満足に繋がらない医療、福祉の町の再生をと題してお話したいと思います。町は財政難の打開策として今議会でふるさと納税の強化を掲げました。しかし質疑の中でふるさと納税で寄せられた寄付額が 502 万円に対し経費 251 万円を投じておりさらに町民のふるさと納税によって町税 231 万円が他の自治体に流失しているということがわかりました。金額から見てもふるさと納税は町の主要な財源にはなりません。私の考えではふるさと納税での V 字回復に望みをかけるより無駄なハコモノ事業をこれ以上行わないことが町の将来と住民福祉を見据えた解決策となると思います。私が今年5月から8月にかけて配布したアンケートに 84 の方がご回答を寄せて下さりました。村上町政の 10 年間で東栄町は良くなったと感じますかという問いに良くなったという回答が 3 人でした。悪くなったが 47 人、かわらないが 21 人、わからないが 12 人でありました。今議会では危険な町道を補修するにも上下水道の漏水対策にも財源がないという答弁がありました。今回、私が情報公開請求で得た道路等の要望の資料にはですね、例えば中設楽柿

野地内舗装工事ですね、谷側がひび割れて下り始めており崩落が近いように思われる。また、こちらも柿野の車道でございます。車道アスファルトに亀裂陥没があり改良漏水崩壊の危険性がある。このような極めて深刻な状況を町が把握しながら改修できずにいるということがわかりました。また、町民の方からは布川や三輪の公衆トイレの改修を求める声も寄せられます。大きな事業の予算取りの為に町民の皆様の小さなたくさんの願いがかなわないという状況にあるのではないのでしょうか。私はハコモノ中心の行政から長野県泰阜村、兵庫県明石市のように人を大切にする福祉のまちへ転換することこそが東栄町にとっての希望だと申し上げまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

続いて賛成討論ありますか。

（「なし」の声あり。）

以上で討論を終わります。

これより認定案第1号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

はい。着席してください。

起立5名です。賛成多数です。

認定案第1号は原案のとおり認定されました。

## ----- 認定案第2号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第3、「令和6年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員、反対討論ですか。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。認定案第2号、令和6年度東栄町国民健康保険特別会計決算に反対の立場で討論いたします。令和6年度の国民健康保険特別会計の歳入は4億7,495万円、歳出は4億4,239万円でありました。国民健康保険特別会計では国民健康保険料の徴収のほか健康増進業務委託料1,564万円、訪問介護事業運営委託料257万円を支出しております。今年度の特定健診受診率は33%で、前年度の45%から10.5%のも減少となりました。成果報告書によりますと、東栄町と同規模との町村の平均受診率を大きく下回る結果となりました。訪問介護の実施状況では、令和6年度土曜日が58件、日曜日が0件、宿泊が43件、時間外がわずか6件でありました。町は無床診療所を整備する基本構想の中で、入院施設の廃止に伴って住民の不安を解消するための対策として訪問介護サービスの充実を位置づけていました。し

かし、医療は縮小され日曜日、祝日及び早朝・夕方の時間帯も訪問サービスが提供できるよう体制を整えるとした約束は果たされていません。町がひだまりプラザ建設のメリットと主張していた保健、医療、福祉、介護の連携は私が見るところ住民生活に大きな効果を生んでいるとは思われずこの点でもハコモノ建設より専門職の育成に重点を置き換えることが不可欠だと考えます。以上で反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ございませんか。

伊藤委員。

5番(伊藤真千子君)

認定案第2号、令和6年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成します。歳入総額は4億7,495万2,433円となり、前年度より約3,900万円増であります。一般会計からの繰入金の前年度より増額になったことは保険給付費などに係る普通交付金が前年度に比べ増えたことなどが主な要因と考えます。また、歳出総額は4億4,239万2,838円で前年度より約2,200万円の増となりました。医療給付費や高額医療費も保険事業等の増額となっておりますが、これは町民の皆さんの医療ニーズにしっかり対応した結果であり必要な支出と理解できるものであります。また被保険者数は50人の減、加入世帯数も31世帯の減であり前年度より減少していますが、少子化人口減少の影響が続いていること、また、特定健診の受診率の低下は労働省の時間的制約や定期的な通院などが原因と考えられ大幅な減少ではないと思われま。収入未済額については、今後の徴収努力も重要と考えますが町民の健康と安心を守るための取り組みが着実に行われていると感じます。以上のことから制度の目的にそった適切な運営がなされていると判断し令和6年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成します。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより認定案第2号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

はい。着席してください。

起立6名です。賛成多数です。

認定案第2号は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第3号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4、認定案第3号「令和6年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます

これより認定案第3号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

原案のとおり本案を認定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め認定案第3号は原案のとおり認定されました。

#### ----- 認定案第4号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第5、認定第4号「令和6年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

反対討論ですか。浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。認定第4号、令和6年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論いたします。今回の東栄診療所特別会計の決算は歳入総額が4億2,283万円、歳出総額が4億78万円でありました。患者数は2万2,911人で前年度から2.05%、479人の減少となりました。今議会で診療所の患者数の増減また、看取り等の訪問診療の実施件数などの増減についてその理由を尋ねましたが事務方からはしっかりとした分析が示されず私には患者を獲得するための事務方の経営努力が不自由分なのではないかと感じられました。患者の減少を食い止めなければ今後診療科目の削減や医療スタッフの削減などさらなる医療の後退につながるということ危惧し反対するものです。また、この1年間で駐車場の段差、照明の暗さは根本的な解消がなされませんでした。町長が公約した緊急ベッドについて今議会での事務長の答弁によれば「専用の緊急ベッドはない」といいます。一般会計からの運営費に係る繰入金は1億717万円です。わずかな段差、照明の暗さ、町民の望みを叶える施設になってほしいそのことを申し上げまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

次に賛成者の討論はございませんか。

はい、西谷議員。

6番（西谷賢治君）

認定第4号、令和6年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。歳入と歳出をみますと、この特別会計の歳入総額4億2,283万円のうち、一般会計からの繰入が1億9,250万円となっており町の負担が非常に大きいという状態は確かに問題であると感じております。この点については今後改善を求めて参りたいと思いますが、診療所の運営全体に際しまして、必要な費用が妥当に支出をされておる状況であり問題ないと判断いたしました。新たな施設新たな体制の中安定的な体制づくりに向けた過渡期でもありまして、職員もそれについて大変努力されていると評価を致し、本歳入歳出決算認定について賛成といたします。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより認定案第4号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

はい。着席してください。

起立6名です。賛成多数です。

認定案第4号は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第5～10号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第6、認定案第5号、日程第11、第10号までの令和6年度各財源区特別会計の6案件を一括議題といたします。

これより6案件について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより認定案第5号から10号までの件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

原案のとおり本案を認定することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、認定案第5号から10号までは原案のとおり認定されました。

----- 認定案第11号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第12、認定案第11号「令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論ですか。浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。認定案第11号、令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計決算認定について反対の立場で討論いたします。令和6年度の町の簡易水道事業特別会計は歳入は3億6,047万円、歳出3億9,637万円、差し引き3,590万円の赤字となっております。公営企業化によって減価償却の義務が生じたことで会計を大きく圧迫しており一般会計からの1億4,247万円を繰り入れております。町は令和6年度に水道管路更新計画を策定し令和8年度から25年間に渡って総額267億9,802万円、すなわち毎年1億円ものも管路更新事業を行うとしております。今まで以上に一般会計からの繰入が必要になると想定されます。同計画によれば町の水道管の耐震化率は18.9%という深刻な事態です。湧水率は40.3%で6割近い水道水がどこかへ流失してしまっている状態です。しかしながら令和6年度漏水箇所の発見や修繕に要した費用はわずか523万円だったと伺いました。漏水の改善に向けた努力は不自由分だと考えます。そして今、町は令和8年度の水道料金の改定に向けて検討を進めていると言います。しかし、管路の更新や漏水対策を怠ってきたのは村上町政です。その責任を町民に追わせるべきではないと考えますので反対いたします。

議長(加藤彰男君)

次に賛成討論ございませんか。

西谷議員。

6番(西谷賢治君)

認定案第11号、令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。本事業は生活に欠かすことができない事業であり、安定的に給水がされるための適切な支出構成となっていると評価いたします。今後老朽化した水道管の更新に多額の費用が必要となってくる状況ではございますがその施設や管路の更新計画の見直しや策定に予算が取られており計画的に事業が進められている状況だと判断し賛成をいたします。

議長(加藤彰男君)

以上で討論を終わります。

これより認定案11号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

はい。着席してください。

起立6名です。賛成多数です。

認定案第11号は原案のとおり認定されました。

間もなく1時間となりますこれで休憩といたします。再開は11時です。

議長（加藤彰男君）

再開いたします。

次に日程第 13、認定案第 12 号「令和 6 年度特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

反対討論ですか。浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党浅尾もと子でございます。令和 6 年度特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算に反対の立場で討論いたします。令和 6 年度の下水道事業特別会計は歳入 2 億 2,335 万円、歳出 2 億 2,651 万円、差引で 315 万円の赤字となりました。簡易水道事業と同様に公営企業会計化にしたことによって減価償却の義務が生じ財政を大きく圧迫しております。一般会計から 1 億 3,591 万円を繰り入れております。有収率は 53.5%で下水道事業でも 5 割近い不明水が流入しているという状況です。しかし令和 6 年度にはマンホールなどの流入箇所の調査が行われていなかったことがわかりました。財政の不足などが理由としてあげられています。町は簡易水道と同じくこの下水道事業についても令和 8 年度から使用料の値上げを検討しているといいますが経営改善の努力が不足していると考えますので反対いたします。

議長（加藤彰男君）

次に賛成討論ありますか。

佐々木議員。

2 番(佐々木一也君)

2 番佐々木一也です。認定案第 12 号、令和 6 年度特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論します。この事業は一般会計からの繰り入れがないと経営ができない状況ではありますが、限られた職員で可能な限りの努力をして頂いております。処理区域内の人口減少、施設の老朽化財政の確保など課題は多岐にわたります。こうした状況の中でも補助金の活用や低コストで効果的な対策を少しずつでも前進させて行くことが重要であると考えます。今後も改善に向けた取り組みが着実に進められるよう期待をし本認定案に賛成をします。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより認定案 12 号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

はい。着席してください。

起立6名です。賛成多数です。

認定案第12号は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第13号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第14、認定案第13号「令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

反対討論ですか。浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。認定案第13号、令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論いたします。今議会の決算特別委員会で、町は農業集落排水事業についても下水道事業と同じく使用料の値上げを検討していると答弁しております。私は下水道事業と一体なものとして今回の農業集落排水事業特別会計の決算にも反対いたします。

議長（加藤彰男君）

続いて賛成討論はございませんか。

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。認定案第13号、令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論します。この事業も一般会計からの繰り入れがなければ経営が成り立たない状況にあります。しかし対象地域の皆さんにとっては生活に欠かせない重要な事業であることに変わりはありません。施設自体は他の上下水道施設と比べて比較的新しいものでありますが処理区域内人口減少に伴う財源確保の難しさや施設の維持管理といった課題は依然として存在しています。こうした課題に対して計画的かつ着実に対策が講じられるようお願いし本人提案に賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより認定案13号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

はい。着席してください。

起立6名です。賛成多数です。

認定案第13号は原案のとおり認定されました。

----- 議案第56号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第15、議案第56号「東栄町火入れに関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第56号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告の通り本案を決することにご異議ございましょうか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第57号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第16、議案第57号「令和7年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

反対討論ですか。浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議案第57号、令和7年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について反対の立場で討論いたします。まず今回の補正予算には私にとって大きく評価できる点が含まれていることを申し上げたいと思います。ひとつは国の地方創生臨時交付金を財源とした商工会商品券の配布事業であります。経費は63万円の郵送料だけで全世帯に直接利益が及ぶものです。私は6月議会で物価高騰対策を求めてきましたので、この点実現し本当に良かったと思います。もう1点は平和都市宣言の記念碑設置工事の費用20万円であります。私が求めてきた平和都市宣言を制定するための予算が取られたものと考え、この2点では本補正予算を歓迎するものです。しかし今議会の常任委員会での質疑で町の財政規律を揺るがす重大な問題が明らかになりました。私は行政をチェックする議員の1人として村上町政の財政運営に警鐘を鳴らすため以下5点指摘して反対いたします。1点目は、普通交付税の減額補正についてです。町が試算した金額を上回る予算を組んだということが問題だと申し上げたい

と思います。今回の補正予算の財源として普通交付税と繰越金を減額する代わりに財政調整基金1億411万円を取り崩します。これは町が当初予算に計上した国の普通交付税の当初算定額が実際には予算額に満たなかったため4,635万円を減額補正するものであります。町は令和7年度の普通交付税の当初予算額を17億1,000万円と決めました。しかし実際の国からの当初算定額は1億6,640万円程度でありました。国の6年度の当初算定額は前年度比2,300万円減、マイナス1.3%の17億1,800万円でした。令和6年度にはすでに交付税が減らされるそのような兆候が見えていたと私は考えるんです。さらに町は人口減少等によって交付税額が減少していくとの見通しも示しており私は令和7年度の予算額が課題だったのではないかと疑問に思いました。何より重大なことは町が普通交付税額16万8,145円と見込んでいたと答弁したことです。町は自ら試算した金額を上回る予算を組んでいたのです。町はその理由について未確定な部分があったためだと答弁しました。しかし未確定の部品があるのであれば確実に見込める部分だけを予算にすべきだったのではないのでしょうか。町は令和4年3月議会では、交付税が見込みより少なく交付された場合に見誤った分の財源をさらに確保しなければいけなくなり、他の事業にも影響する場合も考えられるので安全側に倒す、少なめに見積もるという見解を示していました。今回の事例は町の従来の財政規律が失われたことを示しています。2点目、繰越金の減額補正について、見込みが甘すぎるという問題です。同様に令和6年度からの繰越金の予算額を町は1億6,621万円としていました。しかし実際の令和6年度決算で生じた繰越金が1億3,561万円にとどまったため、足りなくなってしまった3,060万円を令和7年度補正予算で減額補正するものです。問題は町が今年6月議会の補正予算で繰越金を5,712万円を増額するという補正予算を出していたということです。私たち議員に予算書が配布されたのは、私の記録では6月4日でありました。補正予算の編成の時期には出納整理期間もほぼ終わっていたのではないのでしょうか。その後に3,000万円を超える変動を生じるとは私には考えにくいのです。どういった原因があったのかと町に質問しましたが今回の最終日の説明を受けても3,000万円もの差額が生じるという理由が私にはわかりませんでした。町は今議会7年度予算の編成が大変くしかつたとそのような発言していました。町が望む歳出の規模を確保するために過大な予算を立てたのではないのかという疑いが残ります。今議会でも2つの重要な財源を失ったことに町から反省の言葉はありませんでした。このような財政運営を許せば私たち議員や町民は今後東栄町が作る予算のすべてを疑わなければならないそのような重大な事態だということです。3点目今後の補正予算は全て財政調整基金の取り崩しとなるということです。町は2つの財源の不足を埋めるために財政調整基金を取り崩します。今後の補正予算の財源は財政調整基金の取り崩ししかないという答弁に私はかつて経験したことの無い異常な事態を感じ取りました。そして町が単純計算でもとで答えた答弁によりますと財政調整基金は令和11年度に枯渇すると言います。私たち町民はあてにした収入が得られなくなったら財布のひもをしめるのではないのでしょうか。歳出から問題点を2つ挙げたいと思います。4点目15万円の講師派遣料は議会内の議論が不自由分だという点です。議会費として帖佐直美弁護士による議員研修講師謝礼15万円が計上されています。研修には議員だけではなく執行部も参加すると伺いました。私は8月19日の議員協議会で議長から研修の提案があった際、今後の検討課題と認識していたので予算書を見て大変に驚きました。私にはこの研修の実施の時期、費用、実施の是非について同

意をした覚えがなかったからです。また講師の謝礼はですね近年では3万円程度だと聞いておりこの点では高額ではないかと思うものです。そして今議会の質疑では議会や行政において財政調整基金を取り崩して緊急に対策が必要になるほどの質酷なハラスメント事案が生じているということは確認ができませんでした。私は来年度予算編成に向けて議会内に十分に議論したうえで講師の選定や謝礼金額決定していくべきだと思うのです。もはや財政調整基金を取り崩すよりほかに一般財源がないという深刻な町の状況で議会が熟慮もなく補正予算を要求することは議会の危機感が町民に疑われることになるかと考えるものです。5点目斎藤竜也新城市義への委託事業について。町民の要求が医療、介護の充実にあるという点をお話ししたいと思います。町は従来トータルコーティション事業に無償で関わってきたアドバイザーに今後の事業立案や統括を担ってもらうために地域活性化起業人材制度を使って80万2,000円の委託料を計上するというのであります。委託先は現職の新城市議である斎藤竜也氏のことです。町は事業の目的を住民の健康課題の解決としますが私は深刻な財政難の中で財政調整基金を取り崩してまで事業を拡大するほどの意義を見いだすことはできませんでした。今議会では町がトータルコーティション事業でどのようなサービスを検討しているのか利用料金が有償なのか無償なのかさえわかりませんでした。しかし町が介護予防棟の活性化健康拠点として生まれ変わる建物、道具などへの専門的なアドバイスなどの答弁をしていることから私は町がこの事業を通じてとうえい温泉介護予防棟のリニューアルに際して高額な機器の導入や大規模な施設改修を考えているのではないかという危惧をもちました。町民の願いは医療、介護の充実です。町が地域福祉計画の策定にあたって実施したアンケートでは町が優先すべき施策として最も町民の要求が高かったものは介護が必要となっても在宅生活が続けられるサービスの充実、計77.9%の方の方が求めていました。次点は地域医療に関する唯一の設問。健康診断、がん検診などの保健医療サービスの充実計74.4%でした。高齢化する町民は医療、介護の充実を求めているのです。私に声を寄せて下さる町民の方はこの間救急医療、透析、入院がなくなりすぎのきもなくなる高齢者の宿泊施設の緑風園もなくなった町で午後5時を過ぎたら誰にも相談ができないということを不安に思っておられる方々、死んで検死を受けるのは嫌だと嘆いておられる方々です。すなわち東栄町の根本的な課題はもはやコンディションを整えればすむ問題ではないと考えます。私がこの事業の説明や成果報告書の写真などから抱いたイメージ例えばパーソナルトレーニングやフィットネスに類するものであれば果たして行政が行うべきものなのか疑問に感じます。町が財政調整基金を取り崩してまでこの事業に力を入れれば入れるほど町民の要求から乖離していくと考えます。以上で本議案への反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

次に賛成者の討論。

村本議員。

7番(村本敏美君)

まず先ほどの反対討論の中で財政調整基金、交付税の中で16万8千という発言がありましたけれども16億8千万円ぐらいの間違いじゃないかとちょっと僕も聞き間違いでしたらお許し

頂きたいんですけども、ご指摘させていただきます。それでは令和7年度東栄町一般会計補正予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。本予算には議員、職員研修に係る予算15万円、戦後80年町制70年の節目でもある本年に東栄町平和都市宣言を制定するために平和記念碑を設置する工事費として20万円、国庫支出金で物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金による家計応援事業として全世帯に商品券7,000円分、この7,000円分というのは水道の基本料金税込みで1,309円ですからその約5カ月強ということであります。さらに18歳以下の子どもがいる世帯には5,000円分の加算される予算2,030万1千円が計上されております。他にもとうえい温泉の修繕料、御園、三輪山の上田地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金等町民の暮らしに欠かせない事業が補正されております。以上のことから本補正予算には賛成をさせていただきます。

議長（加藤彰男君）

反対討論はございますか。

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

6番東栄町一般会計補正予算第6号について反対の討論をいたします。本補正予算は歳入において令和6年度の決算確定により繰越金が3,060万円が減額し、地方交付税が当初予算の見込み額より4,636万6千円の大幅な減額となったため財源不足となる資金を財政調整基金を取り崩すというものであります。歳出においては急を要する修繕等に占めており特に問題視することはございませんが今回の歳入の補正には反対であります。当初予算でも2億円を取り崩すものでありましたが、本補正でさらに1億411万1,000円を取り崩し、合計で3億1,447万6,000円を繰り入れるものになります。大きな事業のない今年度においてこれほどの基金の取り崩しを容認しているようでは数年先には危機的な財政状況になる可能性もあります。令和6年度末の財政調整基金は15億7千万ほど今年度この予算書のとおり繰入を行えば今年度末に12億5千万円まで減少するものです。予算が不足したから取り崩そうという安易な考え方ではなく、本年度に予算建てをしていた事業で未執行ものを緊急に見直し歳出の徹底した見直しを優先して考えます。今後人事院勧告により人件費の負担が大きく増す可能性もある中歳出の見直しが緊急に必要であると判断しこの見直しを提案して反対の討論といたします。

議長（加藤彰男君）

はい、賛成討論。

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

議案第57号、令和7年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について賛成の立場から討論いたします。本補正予算は、歳入面において普通交付税の確定に伴い4,636万6千円の減額補正を行い、また、令和6年度決算確定において繰越金3,060万を減額するなど財源の確保に苦慮している状況は見て取れます。その一方で財政調整基金から1億401万1,100円を繰り入れて

必要な財源を確保している点も注視したいところでもあります。しかしながら歳出に計上された内容をみますといずれも町民生活に直結しまた町の将来にとって欠かすことのできない重要な経費であります。具体的には健康維持や再発予防を目指す取り組みに関わる委託料の計上、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に対応する家計応援支援事業として1,311万円の計上、とうえい温泉の修繕に699万9,000円、PCB廃棄処分業務委託料に200万、さらにとうえいチャンネルの機器設備更新費に579万6千円などが計上されております。これらはいずれも町民の福祉向上の生活の安心安全を確保するためまた地域の基盤を維持するために必要不可欠なものであります。財政調整基金の繰入に依存せざるえないという現状は確かに厳しいものであります。それでも町民の生活を守り未来へつなぐ施策として今回の補正予算は妥当かつ必要なものと判断いたします。以上の理由から議案第57号、令和7年度東栄町一般会計補正予算（第6号）に賛成するものであります。以上です。

議長（加藤彰男君）

他に討論ございますか。

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

ありがとうございます。2番佐々木一也です。議案第57号、令和7年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について賛成の立場で討論いたします。この議案に対し常任委員会での私の立場は反対でした。理由としては普通交付税の4,636万6千円の減額補正、そして財源確保のための1億414万1千円の財政調整基金の取り崩しに懸念を抱いたためです。普通交付税が減額される中で基金を取り崩してまで事業に変更を加える必要があるのか、常任委員会での答弁を受けて慎重に検討する必要があると感じました。そしてその結果今回の補正が適正又はやむを得ないと思われる事業が多く占めていると判断したことから賛成することとしました。ただ普通交付税の減額や基金の取り崩しは町の財政運営において非常に重大なことです。大規模事業でもないのに基金を取り崩さないといけない現状は考えなおさないといけないときがきていると思います。先ほどの決算認定の反対討論の時にも述べたことと同様に事業規模や予算の付け方などの考え方の抜本的な見直しをお願いします。最後に今年度はあと半分、6カ月あります。今後の補正予算のあり方を考えて頂くとともに今年度事業の目的はしっかりと達成しながらも創意工夫や可能な限りの節約で予算に不用額が生じるような努力を期待することを申し添えて私の賛成討論とします。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより議案第57号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。

本会議での採決いたします。

原案、議案第57号について採決いたします。

議案 57 号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

はい着席してください。

起立 5 名です。賛成多数です。

議案 57 号は原案のとおり可決されました。

議事進行についてですか

3 番(浅尾もと子君)

ただいまの議案第 57 号の私の討論の中で、先ほど村本議員から指摘がありましたように字句の誤りがありましたので訂正をお願いしたいと思います。普通交付税の令和 7 年度の当初算定額は 1 億 6,640 万円ではなく 16 億 6,400 万程度が正しかったです大変失礼いたしました。訂正を求めます。

議長(加藤彰男君)

今の内容は基本的には本会議の終了時に発言してください。

議事進行ではありませんから。はい。

----- 議案第 58 号 -----

議長(加藤彰男君)

次に日程第 17、議案第 58 号「令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について」を議題といたします。

これより討論を行います 討論はございませんか。

反対討論ですか。浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。議案第 58 号、令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号に反対の立場で討論いたします。町は令和 7 年度の国民健康保険料を被保険者 1 人当たり 1 万 5,000 円値上げするという方針を示してきましたが、令和 6 年度の決算を受けてこの値上げ幅を 1 万円に下方修正するために保険料の予算を 461 万円減額補正するものであります。1 人当たり 5,000 円の引き下げについては評価いたします。この補正予算の財源として繰越金 1,595 万円を充て、その一方で 1,115 万円の取り崩しを見込んでいた国民健康保険財政調整基金を全額減額しました。すなわち令和 7 年度現状では基金を取り崩さなくても運営をする見込みが立ったものと理解します。さらに 6 年度の決算剰余金は 3,255 万円であったことから、今年度の財源として繰越金の残り 1,360 万円程度の余裕が残されたものと考えます。以上を踏まえれば、この深刻な物価高のもと国民健康保険料の値上げ幅をさらに 5,000 円 7,000 円もう少し引き下げることができたと考えますのでこの補正予算に反対いたします。

議長(加藤彰男君)

次に賛成者の討論ありますか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

議案第 58 号、令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について賛成の立場から討論いたします。本補正予算は国民健康保険料及び基金繰入金を減額する一方、前年度繰入金や国庫補助金を有効に活用し財政の健全性を保ちながら必要な事業に対応する内容となっております。特に子供子育て支援制度システム改修委託料を計上し、制度運営の円滑化と子育て支援の充実につなげる点を評価いたします。本補正予算は妥当かつ適正な補正予算であり問題ではございません。以上賛成を表明いたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより議案第 58 号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

はい着席してください。

起立 6 名です。賛成多数です。

議案 58 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 59 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 18、議案第 59 号「令和 7 年度東栄町高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 59 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 60 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 19、議案第 60 号「令和 7 年度東栄診療所特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 60 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第 61 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 20、議案第 61 号「令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 61 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第 62 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 21、議案第 62 号「令和 7 年度特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 62 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 63 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 22、議案第 63 号「令和 7 年度東栄町農業集落排水事業特別会計保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 63 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 64 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 23、議案第 64 号「令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算についての説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 64 号、令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）について。続いて 2 ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 122 万 6,000 円減額し、予算総額を 41 億 5,771 万 8,000 円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。6 ページをお開きください。4 款 1 項 2 目予防費 18 節予防接種費用助成金は、新型コロナウイルスワクチン接種について、今年度から接種に係る国の助成がなくなったことにより町の補助金を補助率 2 分の 1、上限 8,000 円と変更するもので対象者を 200 人と見込んで減額するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。18 款 1 項 2 目財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源として充てるものです。20 款 4 項 1 目雑入 4 節新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金は、国の助成がなくなったことにより減額するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

お尋ねいたします。ただいまご説明頂きました一般会計補正予算第7号のですね、補正予算説明書の6ページであります予防接種費用助成金の122万6,000円の減額についてです。国からの新型コロナウイルスワクチン接種の助成がなくなるということで減額となっております。自己負担額が補助率の2分の1、8,000円を上限とするのご説明でありました。接種の対象者、1回接種当たりの町の助成額、1人当たりの助成回数、助成を受けられる期間をお伺いいたします。2点目、生活保護を利用する世帯に属する方や非課税世帯に属する方、その他8,000円の自己負担が減免される上限がありましたら概要を伺います。3点目、名古屋市では自己負担額は7,700円であります。8,000円以下に自己負担を抑えることはできなかったのか伺います。4点目、全額自己負担となる方の概要、全額自己負担となる患者さんの東栄診療所における自己負担の額をお伺いしたいと思います。また、4ページの歳入では財政調整基金繰入金43万4千円を取り崩します。町が新たに支出する費用、何人分何回分を想定しているか伺います。

議長(加藤彰男君)

福祉課長。

福祉課長(伊藤輝美君)

まず、一番はじめの接種対象者1回接種当たりの町の助成額、助成回数、助成を受けられる期間について回答させていただきます。接種対象者につきましては65歳以上の方と60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方になります。1回接種当たりの町の助成額は、東栄診療所で受けた場合は8,000円、2分の1の補助ですので8,000円の補助ということになります。1人当たりの助成回数は1回です。助成を受けられる期間につきましては10月から2月末までです。2つ目の減免される条件のことにつきましては、生活保護の方につきましては自己負担が減免されます。次の8,000円以下に抑えることができないかということにつきましては、一応上限8,000円ということで決めさせていただいて、これは北設3町村で2分の1、上限8,000円ということで統一させて頂いておりますので、ちょっとこちらにつきましては8,000円以下ということは考えておりません。4番目の自己負担となる方の概要と東栄診療所における自己負担額につきましては、先ほど一番最初に接種対象者の方を説明させて頂きましたが、それ以外の方は全額自己負担となります。東栄診療所における自己負担額につきましては、1万6,000円になります。続きまして財政調整基金繰入金の支出する費用につきましては、一応200人分、1人当たり1回分を想定しております。以上です。

議長(加藤彰男君)

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切ります。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

これより議案 64 号の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

## ----- 陳情第 8 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 24、陳情第 8 号「高額医療費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

反対ですか。賛成で。反対からですから皆さん。賛成ですか。はい。

それではこのまま議事を進めますのでよろしいでしょうか。

はい、反対討論ありませんので討論なしと認めます。

浅尾議員。

3 番 (浅尾もと子君)

反対討論があることは賛成討論の前提条件ではなく、なるべく交互にという規定に過ぎないというふうに考えますので賛成討論ご許可頂きますようお願いいたします。

議長 (加藤彰男君)

だもんで整理します。この陳情につきまして賛成反対についてそれぞれ交互に討論とりますのでいいですか。

それでは最初に反対討論ありますか。

はい。岡田議員。

1 番 (岡田浩二君)

すみません。ただ今の陳情について反対の立場で討論いたします。この度の提出された高額療養費制度における自己負担限度を引き上げの撤回を求める陳情につきましては制度見直しの影響が癌患者や難病患者をはじめとする多くの医療を必要とする市民の生活生命に深く関わる重大な問題であるとの認識のもと議会内において慎重に協議を行って参りました。その結果、本陳情の趣旨すなわち制度の再検討にあたり当事者の医療現場の声を丁寧に聴き影響の実情を

踏まえ透明性の高いプロセスを政府に求めるべきであるという主張については多くの議員の間で理解と共感を示されました。しかし一方で政府がすでに本制度の凍結を表明し再検討プロセスに入ることを明確にしている現状に鑑み現時点に撤回を強く求める直接的な表現についてはさらなる議論と情報収集が必要であると考え私は反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論はありますか。  
浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書の提出を求める陳情について賛成の立場で討論いたします。今回の陳情は愛知県社会保障推進協議会から提出されたものでこの秋にも改めて方針が決定されることとなっている高額療養費の自己負担引き上げの撤回のそのものを求めるものであります。陳情書には政府が今回的高額療養費の自己負担引き上げを提案するにあたって受診の抑制により2,270億円も給付が削減されると試算しているということが示されております。高額療養費の自己負担額を引き上げれば医療が削れるということは短期的にはあると考えます。国民健康保険の例えば医療費の自己負担が増えることで短期的には保険者である東栄町の負担が軽減できるとそうだとでもですね。自己負担が増えることによって受診抑制につながり結果として早期治療の機会を減らし重症化による医療費増を招くリスクもあるというふうに考えます。なにより町民の皆さまの命と健康を脅かす制度変更を私は議員の一人として許すことはできません。ガン患者の皆さん医師会など強い反対でやっとな凍結に至っているものです。しかしこの秋には凍結が解除されて引き上げが行われるという可能性がある今だからこそ地方議会では凍結ではなく撤回を求めて意見を上げるべきだと考えますので本陳情に賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

以上で反対、賛成の討論がありました。討論を終わります。

これより陳情第8号の件を起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。

本会議での採決行います。

陳情8号について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。賛成の方の起立を求めます。

もう一度座ってください。

説明しましたけれども、本会議での採決になりますので、改めてここで陳情8号について賛否をとるわけですから、賛成の方は起立してください。いいですか賛成の方は起立してください。いいですか賛成の方は起立してください。

陳情8号について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。賛成の方の起立を求めます。

賛成少数です。

陳情第8号は不採択となりました。

## ----- 陳情第9号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第25、陳情第9号「定数改善計画の早期策定、実地と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

反対討論ですか。村本議員。

7番(村本敏美君)

議会の中で過去2回ほどこのことが議論されてきましたけれども、2回の中で言いつくした感はあるんですけども、不採択にするための討論をせよということでございますので討論をさせていただきます。定数改善計画の早期策定、実地と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充については一定の理解は示しますけれども、昨近皆さま方ご存知のように報道等言われている教員等の倫理観の問題であります。昨日もテレビで放映されております。専門家の皆さんによると、これは氷山の一角ではないか、というような見方もあります。そういう中での陳情というのは、いささか私は腑に落ちないところがございまして。この陳情書の内容をみましても、未来を担う子供たちが夢や希望をもち、健やかに成長していくこと、とか、中学校における生徒指導担当教師の配置、とか、すべての子どもたちに行き届いた教育を行うために、という文言が今回新しく含まれております。小学生、中学生の子、孫を持つ親御さんたちにとって、特に女子の子どもたちにとっては、お母さんお父さんおじいさんおばあさん方が大変不安に思っている現状がテレビ等で放映されております。この陳情の内容とかそういうものについては一定の理解、先ほども申し上げましたけれども理解を示すわけですけれども、やはりこの陳情書の中に教師等の倫理観をうたっていただきたいなということで、今回はその文言が入っておりませんので、この陳情書には不採択の立場で討論をさせていただきました。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1番(岡田浩二君)

私は陳情9号、定数改善計画の早期策定、実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について賛成の立場で討論をいたします。本陳情内容は定数改善計画を策定することと、義務教育費国庫負担制度の堅持と共に国庫負担率を2分の1へ削減することの2点であります。先生方にも様々なストレスの中で不祥事が聞こえてきているということは、これは確かであり憂慮すべきものであると私も感じておりますけれども、この点については今回の陳情とは少し分けて考えて頂き、教職員の数を増やす事がこれらのストレス解消、職務の忙

しから解消することは大変重要なことかなと思っております。そのために国庫負担率を3分の1から2分の1に復元することで教職員の数が増やす事が可能であれば、この陳情に賛成したいという思いであります。以上であります。

議長（加藤彰男君）

それでは本会議での反対討論と賛成討論がありました。討論を終わります。

これより陳情第9号の件を起立により採決をいたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

本会議での採決を行います。陳情第9号について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の方、本陳情を本会議において採択することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。

起立6名です。賛成多数です。

陳情第9号は採択されました。

----- 意見書第2号 -----

議長（加藤彰男君）

議会運営委員長から報告がありましたように、採択されました陳情第9号に係る意見書の提出を地方自治法第99条に基づき議長発議として日程に追加して議題といたします。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、陳情第9号に係る意見書の提出を議事日程に追加いたします。

それでは事務局長からお願いいたします。議事進行上12時を過ぎるかもしれませんのでご許可をお願いいたします。今配布されました追加の議事日程、そして意見書の議案がお手元にあるかと思いますので議事を進行いたします。

続いて意見書第2号「定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の案の提出について」、提案者からの説明を求めます。

櫻井議員。

4番(櫻井孝憲君)

失礼します。意見書第2号「定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の案の提出について」。地方自治法第99条の規定による別紙意見書案を東栄町議会会議規則第13条の規定により提出する。令和7年9月19日提出。提出者、東栄町議会議員櫻井孝憲、賛成者、東栄町議会議員、岡田浩二。案文を読みまして提出とさせていただきます。定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の案。未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していく事は全ての国民の切なる願いである。しかし学校現場では、子供たちの健全育成に向けて日々真摯に教育活動に取

り組んでいるもののいじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として会計されていない。また特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は政府予算において、小学校における教科担任制の充実や中学生における生徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進については中学校 35 人学級への定数改善に向けた具体的な方針が示されたものの教職員定数改善計画は示されておらず子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては不自由分であるものと言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるというという声が多く聞かれる。山積する課題に対応しすべての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定、実施が不可欠である。また子供たちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体の改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫させている。教育の機会均等と水準確保のために義務教育費国庫負担制度の堅持と共に国庫負担率を2分の1へ復元することは国が果たさなければならぬ大きな責任の一つである。よって貴職においては来年度の政府予算編成にあたり定数改善計画の早期策定実地と義務教育費国庫負担制度の堅持と共に国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。以上地方自治法第99条により意見書を提出する。令和7年9月19日。愛知県北設楽郡東栄町議会議長。提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総理大臣。以上よろしくご審議ください。

議長（加藤彰男君）

提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、原案のとおり採択し東栄町議会として議長名で意見書を関係行政庁に提出いたします。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 27、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって議会運営委員長からの申し出の閉会中の継続審査を決定いたしました。

## ----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

議事進行ですか。発言訂正、先ほどの、それはいいです。はい

3 番（浅尾もと子君）

はい、先ほどの議案第 57 号に関して私が討論で誤った発言をしておりましたのでお詫びして訂正させて頂きたいと考えます。国の地方交付税普通交付税の当初算定額は 1 億 6,640 万円ではなく 16 億 6,400 万円でした。大変失礼いたしました。お詫びして訂正をお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

先ほどの発言もありましたし、今の内容につきましては会期中の訂正ということでこれを認めます。

以上で本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。会期中の議員、執行部さらに会期中傍聴頂きました皆さん、町民の皆さんのご協力に心よりお礼申し上げます。

以上をもちまして令和 7 年第 3 回東栄町議会定例会を閉会いたします。